

別添

国有林の間伐事業における民間競争入札実施要項
＜平成２５年度＞

平成２５年３月

林野庁

目次

- 1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項
 - 1.1 対象公共サービスの内容
 - 1.2 事業の質の設定
 - 1.3 創意工夫の発揮可能性
 - 1.4 モニタリング方法
 - 1.5 請負金及び部分払金の支払い方法
 - 1.6 費用負担等に関するその他の留意事項
- 2 事業期間に関する事項
- 3 入札参加資格に関する事項
 - 3.1 入札参加資格
 - 3.2 共同事業体での入札について
- 4 入札に参加する者の募集に関する事項
- 5 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項
- 6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
- 7 民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項
- 8 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項
- 9 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が該当損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項
- 10 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項
- 11 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

国有林の間伐事業における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、林野庁は、公共サービス改革基本方針(平成24年7月20日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された国有林の間伐事業(以下「本事業」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1 対象公共サービスの内容

国有林は、我が国の森林の約3割を占め、その多くは奥地の急峻な山脈や水源地にあって、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの役割を發揮している。この約3割が人工林であり、多くが間伐対象林齢に達している。

間伐は、成長の過程で過密となった立木の一部を抜き伐りし、立木密度を調整する作業であり、樹木の成長促進による風雪害等に強い健全な森林の整備、下層植生の繁茂による表土の侵食や流出の抑制、多様な動植物の生息・生育を可能とすることによる生物多様性の保全への寄与など、森林のもつ多面的機能の發揮に大きな意義を有するものである。特に近年は、地球温暖化防止における吸収源対策として重要なものとなっている。

また、木材は、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないカーボンニュートラルな資材であり、さらに断熱性、保温性等に優れた健康で快適な暮らしを支える有効な建築材料でもあることから、間伐により産出される木材(以下「間伐材」という。)についても、有効に利用していくことが必要となっている。

しかしながら、我が国の林業は、路網整備や森林施業の集約化の遅れ等から生産性が低く、間伐材の利用はなお低位な状況にある。このため、今後10年間を目途に、路網整備、森林施業の集約化、必要な人材育成を軸にして、効率的な林業経営の基盤づくりを進め、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針として、農林水産省においては、平成21年12月に「森林・林業再生プラン」を策定し、この中で国有林は民有林に対する指導やサポート、森林・林業施策への貢献等を果たすものとして位置づけられている。

従って、国有林の間伐事業は、森林の有する多面的機能を増進するものであることに加え、間伐材の利用の促進にもつながるものであること、さらに、民有林を先導する役割を果たすものであることが求められている。これらのことを踏まえ、以下のとおり、本事業の内容を定めるものとする。

(1) 対象箇所

本事業の対象箇所は、国有林野施業実施計画(「国有林野管理経営規程」(平成11年農林水産省令第2号第12条))において、間伐を要すると指定された森林で、間伐及びこれに必要な路網整備を要する人工林が近接し、総事業量が概ね100~200haとなる規模を目安にしつつ、地域の民間事業者の受注実績等を勘案して競争が見込める箇所として選定したものであって、別紙1の「民間競争入札導入箇所一覧」のとおりとする。

(2) 対象事業の内容

上記(1)の対象箇所ごとに以下の事業を一体的に実施するものとする。

1) 本事業全体の企画立案及び進行管理等

間伐及び路網整備の実施方法について企画立案を行い、事業計画を策定し、間伐と路網整備との総合的な調整・有機的連携を図りながら、事業全体を適切に進行管理する。

2) 間伐

適切な選木、伐採率で立木の一部を抜き伐りすることにより、残存立木の成長を促し、林内の光環境等も改善して、多面的機能を高度に發揮できる健全な森林を造

成する。また、間伐材の利用の促進に寄与するため、3)の路網と林業機械等を合理的に組み合わせた作業システムにより、効率的で低コストな間伐、造材及び搬出等を行うものとする。

3) 路網整備 注)

路網の整備に当たっては、地形、地質、降水量等の自然条件を考慮しつつ、林業機械等と組み合わせた間伐、造材及び搬出等に係る作業システムを勘案するとともに、壊れにくく耐久性があり、開設及び管理に要するコストが低くなるように、これを行うものとする。

注) 本事業の路網整備については、森林作業道(「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知)の森林作業道をいう。)を作設するものとする。

1.2 事業の質の設定

本事業の実施に当たり、達成すべき事業の質は、以下のとおりとするほか、事業対象箇所を管轄する森林管理署・支署及び森林管理事務所(以下「管轄森林管理署等」という。)が示す入札公告及び入札説明書(別冊の契約書案・約款、標準仕様書、図面及び参考資料(以下「標準仕様書等」という。)を含む。)によるものとする。

(1) 本事業全体の企画立案及び進行管理等

- 1) 事業対象箇所に係る間伐及び路網整備について、生産性の向上・低コスト化、現場従事者(作業員)の技術向上、安全の確保を推進する観点から事業の実施方法を企画し、事業計画が策定されること。
- 2) 事業計画に対して適切な進行管理が行われ、間伐及び路網整備が円滑かつ安全に進み著しい遅れ等がないこと。また、作業時の周辺環境の保全や整備した路網の維持管理について配慮がなされていること。

(2) 間伐

- 1) 地域の地形、地質、降水量等を踏まえ、適切な選木、伐採率により抜き伐りが行われ、林分全体として偏りのない適正な立木密度が確保されていること。
- 2) 残存する立木に著しい損傷が生じていないこと。
- 3) 林齢、蓄積、地形等に応じて低コストで効率的な間伐を実施するための作業システムが構築されていること。
- 4) 径級、曲がり等に応じた適切な造材・選別が行われていること。

(3) 路網整備

- 1) 作業システムに対応し、使いやすい適切な線形、路網間隔、路網密度、道幅等になっていること。
- 2) 地域の地形、地質、降水量等に応じて、路面に集まる雨水が分散排水、誘導排水される線形設計及び施工になっていること。
- 3) 切土量・盛土量を均衡させて切高を抑え、盛土部分を走行に使える強固なものにするなど、壊れにくくするための各種工夫が採り入れられていること。
- 4) 路網開設のための立木の伐開幅が最小のものとなっていること。
- 5) 現地発生資材を有効に利用していること。

1.3 創意工夫の発揮可能性

(1) 基本的考え方

本事業を実施するに当たっては、民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの

質の向上(事業の質の向上、効率化、経費の削減等)に努めるものとする。

(2) 企画提案

民間事業者は、事業全般に係る質の観点から、事業目的及び事業対象箇所の特徴を踏まえた上で以下の事項を提案し、本実施要項 4 (3) 1) に定める企画提案書として提出するものとする。

1) 間伐の実施方法

別紙 1 の「民間競争入札導入箇所一覧」で指定した伐採率を遵守しつつ、林分全体として偏りのない適切な立木密度を確保するための具体的方法や、地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項について提案する。

2) 残存木の保全

間伐及び路網整備に当たり、残存する立木を保全するための具体的方法について提案する。

3) 作業システム

低コストで効率的な間伐を実施するための作業システム(間伐と路網整備に区分した伐採等の作業工程、使用機械)、配置人員数・雇用形態、設備投資の予定について提案する。

4) 路線計画

3) の作業システムを踏まえた、使いやすく、低コストで耐久性の高い路線計画(線形、路網間隔、路網密度、道幅、排水処理等)、地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項について提案する。

5) 路線開設

4) の計画路線における立木の伐開幅の抑制、切土量・盛土量の均衡、根株の処理、現地発生資材の有効利用、適切な雨水処理による洗掘防止等の施工上の工夫、地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項について提案する。

6) 労働生産性

過去 3 年以内に自らが実施した間伐事業の労働生産性の実績値($\text{m}^3/\text{人日}$)と対比しつつ、当該間伐事業で期待される労働生産性の向上に関し、数値目標($\text{m}^3/\text{人日}$)を提案する。

7) 技術の向上

現場従事者(作業員)の技術向上を目的とした取組(技術指導、研修会・講習会の開催・参加、緑の雇用の活用、資格の取得支援)について提案する。

8) 間伐材の利用促進

造材・選別における配慮事項について提案する。

9) 工程管理(年度別数量計画等)

間伐数量、路網開設延長の年度別数量計画と進行管理の具体的方法について提案する。

10) 自然環境への配慮

作業時の周辺環境の保全や事業期間において整備された路網の維持管理に関する具体的方法、対境関係上の配慮事項について提案する。

11) 安全対策

作業時の安全確保に関する具体的取組を提案する。

(3) 事業の質の確保

民間事業者は、本実施要項 8 (1) 2) の事業計画書に基づいて事業を実施することにより、1. 1 に示した対象公共サービスの内容及び 1. 2 に示した事業の質を確保するよう努めなければならない。

1.4 モニタリング方法

管轄森林管理署等は、事業実施中の事業の質の達成状況について、本実施要項 8 (1) 4) の監督・検査を通じて確認するとともに、本実施要項 8 (1) 3) に基づき民間事業者から提出される事業報告書等により実施状況を把握するものとする。

1.5 請負金及び部分払金の支払い方法

管轄森林管理署等は、事業の実施状況の確認及び検査を行い、完了検査又は部分検査に合格したものと認めるときは、適正な支払請求書を受領した日から起算して 30 日以内に請負金又は部分払金を支払うものとする（部分払の請求については、月 1 回を超えてすることができないものとする）。

ただし、検査の結果、事業の質が確保されていない場合においては、管轄森林管理署等は、適切に事業を行うよう改善指示を行うものとする。民間事業者は、改善指示に従って手直し又は改良を行い、再度の検査に合格しない限り、請負金及び部分払金の請求はできないものとする。

1.6 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 費用負担

本事業を行う上で民間事業者が使用する資材、消耗品、付属品等については、その全額を民間事業者の負担とする。また、管轄森林管理署等の提供施設・貸付物品については、事業終了後、速やかに返却するものとする。

(2) 法令等の変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の 1) から 3) までのいずれかに該当する場合には管轄森林管理署等が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

- 1) 本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- 2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）
- 3) 上記 1) 及び 2) のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

(3) 民間事業者と管轄森林管理署等の責任分担

	項 目	管 轄 森 林 管 理 署 等	民 間 事 業 者
	内 容		
間伐及び路網整備	事業対象箇所における間伐及び路網整備		○
物品の管理	管轄森林管理署等から提供のあった物品の管理		○
施設・物品等の補修	民間事業者の責めに帰すべき事由による場合（民		○

	間事業者による管理が不適切であったために補修が必要になった場合等)		
	上記以外	○	
苦情・要望対応	本実施要項に記載された事業内容に対する住民等からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
事故・災害時対応	本実施要項に記載された事業内容による対応		○
	上記以外	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により、事業対象箇所の森林に著しい損害を受けた場合に行わなければならない復旧等	○	
第三者への損害	民間事業者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外	○	

2 事業期間に関する事項

本事業の事業期間は、別紙1の「民間競争入札導入箇所一覧」の箇所ごとに、平成25年4月以降、同年度中において契約を締結した日を始期とし、平成27年度中において契約の完了する日を終期とする2年を超える期間として定めるものとする。

なお、具体の事業期間については、本事業を実施する民間事業者が、本実施要項4(3)1)に定める企画提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。

(本事業の入札に係る落札及び契約締結は、当該事業に係る年度の予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。)

3 入札参加資格に関する事項

3.1 入札参加資格

民間競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる事項を満たさなければならない。

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条の特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 全省庁統一資格において「物品の製造(その他)」の競争参加資格を有し、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等で定めた競争参加資格の等級区分(格付け)に該当する者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされてい

る者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年1月7日） 8（2）に規定する手続きをした者を除く。）でないこと。

- (5) 本実施要項 4 (3)3) 表中の (1) 事業実績に定める実績を有すること。
- (6) 本実施要項 4 (3)3) 表中の (2) 配置予定の技術者（現場代理人）の資格・経験に定める者を配置できること。
- (7) 本実施要項 4 (3)3) 表中の (3) 配置予定の技能者の保有資格等に定める当該事業の実施に必要な資格等を有する技能者を配置できること。
- (8) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成10年 1 月14日付け 9 林野政第890号 林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
 - 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他個人事業主又は中小企業等協同組合法若しくは森林組合法等に基づき設立された法人等であって、上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) その他の要件
管轄森林管理署等が、事業対象箇所の特性を勘案し、円滑かつ確実な事業の遂行を図る上で入札公告、入札説明書で定めるその他の資格等に適合すること。

3.2 共同事業体での入札について

本事業の入札に当たっては、本実施要項3.1に定める資格要件を満たす企業で構成される共同事業体として参加することができる。

共同事業体が本事業を実施する場合、本事業全体の企画立案及び進行管理等を担当する企業は、本事業全体の企画立案及び進行管理等、間伐、路網整備の各事業を包括的に管理しなければならない。

- (1) 共同事業体として入札に参加するときは、次の事業を担当する企業を明らかにするものとする。

- ① 本事業全体の企画立案及び進行管理等
- ② 間伐
- ③ 路網整備

共同事業体の構成員のうち一企業が、これらの事業を兼ねて実施することを妨げない。また、事業対象の範囲を明確にした上で、共同事業体の構成員の間で分担することも妨げない。

- (2) 入札参加者は、共同事業体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続を行うこととする。代表企業は、上記(1)① 本事業全体の企画立案及び進行管理等を担当する企業とし、当該企業が直接雇用する者を配置予定技術者(現場代理人)とすること。
- (3) 入札参加者は、共同事業体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、管轄森林管理署等は、その事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。
- (4) 共同事業体の構成員のすべてが全省庁統一資格の「物品の製造(その他)」を有するとともに、これらの構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わない共同事業体であること。なお、共同事業体の等級区分は代表企業の等級区分とする。
- (5) 参加に際しては、代表者及び他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保障する旨を明記した協定書(又はこれに類する書類)を作成し、本実施要項 4 (3)1)に定める企画提案書と併せて提出すること。

4 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続き及びスケジュール

本事業に係る入札の実施手続き及び予定スケジュールは、別紙2の「民間競争入札の標準的な手続き」及び以下によるものとする。

なお、入札手続き及びスケジュールの詳細は、管轄森林管理署等が入札公告、入札説明書等で定めるものとする。

- 1) 入札公告・入札説明書等の交付 : 平成25年3月～6月頃
- 2) 資料閲覧及び現場説明 : 平成25年3月～6月頃
- 3) 入札等に関する質疑応答 : 平成25年3月～6月頃
- 4) 企画提案書の提出期限 : 平成25年4月中旬～7月中旬頃
- 5) 競争参加資格確認兼企画提案採否通知 : 平成25年5月上旬～8月上旬頃
- 6) 企画提案書の評価・入札・落札者の決定 : 平成25年5月中旬～8月中旬頃

(2) 入札単位

本事業の入札単位は、別紙1の「民間競争入札導入箇所一覧」に示す8箇所とする。

(3) 入札実施手続き

1) 提出書類

入札参加者は、本事業実施に係る入札金額を記載した書類(以下「入札書」という。)及び総合評価のための事業実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する

る書類(以下「企画提案書」という。)を提出すること。

また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」(平成24年7月12日付け内閣府官民競争入札等監理委員会事務局)に基づき、法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な入札参加事業者等確認書(様式12)を提出すること。

なお、入札書に記載する金額は、別紙1の「民間競争入札導入箇所一覧」のほか、管轄森林管理署等が示す入札公告及び入札説明書(標準仕様書等を含む。)を勘案した上で、企画提案書の内容を踏まえて算定するものとし、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとする。

2) 企画提案書の内容

- ① 競争参加資格確認申請書兼企画提案書(様式1)及び全省庁統一資格の資格確認通知書の写し
- ② 同種事業の実績(様式2)
- ③ 配置予定の技術者(現場代理人)の資格・経験(様式3)
- ④ 配置予定の技能者の保有資格等(様式4)
- ⑤ 配置予定の技術者(現場代理人)又は技能者における路網整備に係る研修の受講状況(様式5)
- ⑥ 経営・安全管理等の状況(様式6)
- ⑦ 現場従事者(作業員)の雇用形態(様式7)
- ⑧ 事業計画の工程管理(様式8)
- ⑨ 事業計画上の考慮事項(様式9)

3) 企画提案書の作成上の留意事項

作成する企画提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとする。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 事業実績 【様式2】	① 公告の日が属する年度の前15年度間に、元請又は下請として、完成・引き渡し完了した以下に示す同種事業の実績を有する者であること。 【同種事業】 「素材生産」(製品生産事業、森林環境保全整備事業(天然林受光伐、育成受光伐、誘導伐、保護伐、保育間伐活用型等)) ② 公告の日が属する年度の前2年度間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知。以下「事業成績評定要領」という。)による事業成績評定を受けた事業がある場合には、当該事業に係る評定点の平均が65点以上の者であること。 ③ 共同事業体構成員としての同種事業の実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。 ④ 様式の同種事業の実績欄には、事業実績の中から代表的なものを1件記載し、契約書等の写しを添付すること。なお、記載した事業が、公告の日が属する年度の前2年度間に、事業成績評定要領に基づく事業成績評定を受けた事業である場合は、評定点が65点未満のものは、事業実績として認めない。 ⑤ 様式の事業成績評定欄には、公告の日が属する前2年度間に事

	業成績評定を受けたすべての同種事業を記載し、事業成績評定通知書の写しを添付すること。 ⑥ 様式の表彰実績欄には、同種事業における国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村の表彰実績を記載し、表彰実績を確認できる資料を添付すること。
(2) 配置予定の技術者(現場代理人)の資格・経験 【様式3】	① 配置予定の技術者(現場代理人)は、自ら直接雇用する者としてすること。ただし、中小企業等協同組合法に基づき設立された法人等(以下「事業協同組合」という。)にあっては、当該事業協同組合が直接雇用する者、又は当該事業協同組合の組合員の1者が直接雇用する者であって、事業期間において当該事業に連続して常駐することが誓約書等をもって確認できる者を配置予定の技術者(現場代理人)としてすること。 ② 配置予定の技術者(現場代理人)は1名とし、公告の日が属する年度の前15年度間に元請又は下請として、完成・引き渡しが完了した同種事業に3年以上従事した経験を有する者としてすること。 ③ 共同事業体構成員としての同種事業の実績は、出資比率20%以上の事業に限る。 ④ 共同事業体において、代表企業の配置予定の技術者(現場代理人)が同種事業の経験を有すること。 ⑤ 配置予定の技術者(現場代理人)は、本事業の履行に当たり事業現場に常駐し、その運営及び取り締まりを行うことができる者であること。ただし、次に掲げる期間の常駐は要しない。 (ア) 契約締結後、現場の事業に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工等が開始されるまでの期間) (イ) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、事業を全面的に一時中止している期間 (ウ) 事業計画に基づき予め具体の事業を予定していない期間、又は事業計画に定める事業の早期完了により生じた技術者を配置する必要のない期間であって、管轄森林管理署等の了解を得た期間 ⑥ 企画提案書の提出時に配置予定の技術者(現場代理人)が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。 ⑦ 様式の経験の概要欄には、配置予定の技術者(現場代理人)が、同種事業に年間少なくとも1回以上従事し、かつ、通算3年以上従事したことが確認できる代表的な経験(事業規模の大きなもの)を次の優先順位に基づき、各年1件記載すること。なお、当該事業に従事したことが確認できる資料を添付すること。 (1) 現場代理人として経験した事業 (2) 現場代理人以外の者として経験した事業 ⑧ 様式の申請時における他事業の従事状況等欄には、配置予定の技術者(現場代理人)が申請時に従事しているすべての事業(国有林野事業以外の事業も含む)の従事状況を記載し、本事業を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。 ⑨ 様式の法令による資格・免許欄には、配置予定の技術者(現場

	代理人)の保有資格を記載し、資格を確認できる資料を添付すること。 ⑩ 同一の技術者を重複して複数事業の配置予定の技術者(現場代理人)とすることは差し支えないものとするが、他の事業を落札又は落札予定者となったことにより記載した技術者を配置出来なくなったときには、直ちに提出した企画提案書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。 なお、このとき、これらの行為を行わずに入札した者については、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知)に基づく指名停止措置を行うことがある。 ⑪ 契約締結後、配置技術者(現場代理人)の常駐義務違反の事実が確認された場合には、契約を解除することがある。なお、病休・死亡・退職等真にやむ得ない場合の外は、企画提案書の差し替えは認められない。 ⑫ やむを得ず配置技術者(現場代理人)を変更する場合は、受注者の責によらない理由により事業中止又は事業内容の大幅な変更が発生し、履行期限が延長された場合等とする。 この場合、交代の時期は、発注者との協議により工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、同種事業の経験が当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
(3) 配置予定の技能者の保有資格等 【様式4】	① 労働安全衛生規則等に基づき事業実施に必要とされる以下の資格等を有する技能者を配置できること。 (ア)チェーンソーによる伐木造材等に係る特別教育 (イ)困難を伴う伐木及びかかり木等の処理作業に係る特別教育 (ウ)車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)技能講習 (エ)はい作業主任者技能講習 ② ①のほか、管轄森林管理署等が、入札公告、入札説明書等において定める労働安全衛生規則等に基づく資格等を有する者を配置できること。 ③ 免許、講習及び研修修了証の写し等を添付すること。
(4) 配置予定の技術者(現場代理人)又は技能者における路網整備に係る研修の受講状況 【様式5】	① 配置予定の技術者(現場代理人)又は技能者について、林野庁主催・実施の「低コスト作業路企画者養成研修」、「低コスト作業路技術者養成研修」及び「路網作設オペレーター研修」の受講状況を記載すること。 ② 研修の受講状況を確認できる資料(修了証書、研修資料(名称、主催者、カリキュラム等の内容がわかるもの)、受講者名簿等)を添付すること。
(5) 経営・安全管理等の状況 【様式6】	① 会社としての経営状況、地理的条件、労働福祉の状況、安全管理の状況、地域への貢献等について記載すること。 ② 地域への貢献欄については、内容を確認できる資料を添付すること。
(6) 現場従事者(作業員)の雇用形態 【様式7】	① 公告の日が属する年の前1年間に、元請として完成・引き渡し完了した事業において、作業に従事したすべての現場従事者(作業員)の雇用月数、直接雇用・下請等の別、常用・臨時の別等を記載すること。

	② 事業協同組合については、当該事業協同組合が直接雇用した者のほか、組合員が直接雇用した者についても直接雇用者として取り扱うこと。 ③ 出資比率が20%以上の共同事業体構成員として受注した事業を含む。 ④ 雇用月数は、次により記載するものとする。 (ア)月に15日以上従事した場合：1月 (イ)月に5日以上14日以下従事した場合：0.5月 (ウ)月に4日以下従事した場合：0月
(7) 事業計画の工程管理 【様式8】	① 年度毎に作業の工程別に事業期間等を設定すること。 ② 年度別数量計画及び進行管理の具体的方法を記載すること。 ③ 初年度及び2年度目については、毎年度1回以上の部分払請求を行う事業計画の工程管理を立てること。 ④ 年度毎の間伐予定区域、路網整備予定線が判読できる図面を添付すること。
(8) 事業計画上の考慮事項 【様式9】	① 本実施要項1.2事業の質の設定において設定した各項目を実現するための技術的対応方法及びその品質の確認方法・管理方法を記載すること。 ② 根拠資料、図面・写真等を添付すること。

4) 開札に当たっての留意事項

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に従事しない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、入札中は、支出負担行為担当官が特にやむ得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

5) その他

- ① 競争参加資格の確認は、企画提案書の資料提出期限の日をもって行うものとする。
- ② 企画提案書の資料作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案については、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使えない。
- ④ 提出された企画提案書は返却しない。

5 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

本事業を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、落札者の決定に係る評価は、管轄森林管理局で設置する技術審査会等において実施するものとする。

(1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、別紙3「民間競争入札に係る評価基準表」に基づき、提出された企画提案書の内容が本事業の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか(必須項目審査)、また、効果的なものであるか(加点項目審査)の観点により行うものとする。

(2) 落札者決定に当たっての評価方法

1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び企画提案書をもって入札をし、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、2)の総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

2) 総合評価の方法

- ① 必須項目審査では、別紙3の「民間競争入札に係る評価基準表」により、入札参加者が企画提案書に記載した内容が、必須項目を満たしていることを確認する。評価基準をすべて満たした場合は基礎点100点を付与し、一つでも満たしていない場合は失格とする。
- ② 加点項目審査では、必須項目審査で合格した入札参加者に対して、別紙3の「民間競争入札に係る評価基準表」により、加点項目に関する評価を行い、評価に応じて最大160点を付与する。なお、加点項目への記載がない場合にあっては、標準仕様書等によるものとし加点は行わないものとする。また、記載がある場合であっても加点が行われない項目については、標準仕様書等によるものとする。
- ③ 総合評価は、必須項目及び加点項目の得点の合計を当該入札参加者の入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

3) 留意事項

- ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。
- ② 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き民間事業者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、遅滞なく、民間事業者の氏名若しくは名称、落札金額、民間事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することを基本とする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、又は事業の実施に必要な期間が確保できない等、止むを得ない場合は、別途、当該事業の実施方法を検討することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員

会(以下「監理委員会」という。)に報告するものとする。

6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の間伐及び路網整備の実施状況の情報については、別紙4の「従来の実施状況に関する情報」のとおり、平成23年度に民間競争入札を導入した箇所の事例を参考情報として示すものである。

7 民間事業者可以使用させることができる国有財産に関する事項

民間事業者は、資材運搬、運材等に当たっては、管轄森林管理署等の同意を得た上で、既設の国有林林道及び作業道等を使用することができるものとする。

8 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等について

1) 業務の実施体制

民間事業者は、事業の実施に当たり、自ら直接雇用する者の中から、すべての事業を統括する現場代理人を定め、その氏名、その他必要な事項を作業着手前に管轄森林管理署等に書面により通知するものとする。

2) 事業計画書(変更計画書)の作成と提出

民間事業者は、企画提案書の記載内容を踏まえ、契約締結の日から10日以内に、契約期間に係る事業計画書(様式10)を作成の上、管轄森林管理署等に提出し、その承認を受けるものとする。

民間事業者は、自然災害等やむを得ない事由により事業計画書に基づく実行が困難となるときは、変更計画書(様式10)を作成の上、管轄森林管理署等に提出し、予め承認を受けるものとする。

3) 事業報告書の作成と提出

民間事業者は、毎年度、当該年度の事業実施に係る事業報告書(様式11)を作成し、管轄森林管理署等に3月20日までに提出するものとする。

4) 監督・検査

管轄森林管理署等は、監督職員及び検査職員(以下「監督職員等」という。)を定めるものとする。

監督職員にあつては、民間事業者からの報告事項の受理、協議承諾、契約図書に基づく事業進捗の管理、立会い、別紙5の「実施状況調査表」による実施状況に関する調査等を行うものとする。また、検査職員にあつては、本事業の契約に係る部分検査又は完了検査及び別紙5の「実施状況調査表」による実施状況に関する調査結果の確認等を行うものとする。

(2) 調査への協力

- 1) 監督職員等は、民間事業者による事業の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、民間事業者に対し、当該事業の状況に関し必要な報告を求め、又

は民間事業者の事務所等に立ち入り、事業の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

- 2) 立ち入り検査をする監督職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づく者であることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

監督職員等は、上記(1)3)の事業報告書及び(1)4)の実施状況に関する調査結果等において、民間事業者による事業の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、事業の検査・監督において事業の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本事業に関して監督職員等が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び事業遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずるものとする。また、民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員。)若しくはその職員その他本事業に従事していた者は事業上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

1) 事業の開始及び中止

- ① 民間事業者は、契約書に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、予め管轄森林管理署等の承認を受けなければならない。

2) 法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

3) 安全衛生

民間事業者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

4) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に本事業に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、事業を完了し、又は中止した日の属する年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

5) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

6) 権利義務の帰属等

本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事

業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

7) 一般的損害

本事業を行うにつき生じた損害(本実施要項9に記載した損害を除く。)については、民間事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、管轄森林管理署等の責に帰すべき事由により生じたものについては、森林管理署等が負担する。

8) 一括委任又は一括下請の禁止

① 民間事業者(共同事業体を含む。)は本事業の実施に当たり、その全部又はその主たる部分を自ら実質的に関与することなく一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

② 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について委任又は下請負(以下「委任等」という。)を行う場合は、本実施要項8(1)2)の事業計画書において、委任等に関する事項(委任等の相手先の事業者の住所・名称、委任等を行う事業の範囲・分担関係)について記載しなければならない。

また、本事業における主たる部分(本事業における総合的企画、事業遂行管理、各事業手法の決定及び履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断(本事業全体の企画立案及び進行管理等))については、委任等を行うことはできない。

③ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により委任等を行う場合には、委任等に関する事項を明らかにした上で、あらかじめ管轄森林管理署等の書面による承諾を受けなければならない。

④ 民間事業者は、上記②及び③により委任等を行う場合には、民間事業者が負う義務を適切に履行するため、委任等の相手先の事業者に対し、本項に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、委任等の相手先の事業者から必要な報告を徴収することとする。

⑤ 上記②から④までに基づき、民間事業者が委任等の相手先の事業者に事業を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、委任等の相手先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

9) 契約の変更

① 管轄森林管理署等及び民間事業者は、本事業の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

② 上記①について、請負金等契約内容を変更する必要がある場合は、管轄森林管理署等及び民間事業者は協議を行い、変更契約書としてこれを定めるものとする。

10) 契約の解除

管轄森林管理署等は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

① 民間事業者の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないとき。

② 正当な理由がないのに、事業に着手すべき時期を経過しても事業に着手しないとき。

③ 本実施要項8(1)1)に定める現場代理人を設置しなかったとき。

④ この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認め

られるとき。

- ⑤ この契約について、不正行為をしたとき。
- ⑥ 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- ⑦ 暴力団員を事業を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ⑧ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- ⑨ 天災、不可抗力その他民間事業者の責に帰することができない事由によって、事業を完了する見込みがないと認めるとき。

11) 契約解除時の取扱い

- ① 上記10)①から⑧までの事由より、契約を解除した場合には、民間事業者は、請負金額の10分の1に相当する金額を違約金として管轄森林管理署等の指定する期間内に納付しなければならない。
- ② 管轄森林管理署等は、民間事業者が前項の規定による金額を指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ③ 管轄森林管理署等は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

12) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と管轄森林管理署等が協議するものとする。

9 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が該当損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- (1) 管轄森林管理署等が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、管轄森林管理署等は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について管轄森林管理署等の責めに帰すべき理由が存する場合は、管轄森林管理署等が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について、管轄森林管理署等の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は、管轄森林管理署等に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項

- (1) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期（平成27年度6月頃を予定）を踏まえ、本事業の実施状況を的確に把握するため、毎年度3月末までに実施状況に関する調査を行うものとする。

(2) 調査の方法

管轄森林管理署等は、本実施要項8(1)3の事業報告書を受領するとともに、実施状況に関する調査を行い、森林管理局に遅滞なく報告するものとする。森林管理局は、本事業の適切かつ円滑な実施のため、必要に応じて管轄森林管理署等に対して指導等を行うとともに、調査結果をとりまとめ毎年度4月末までに林野庁に報告するものとする。

(3) 調査項目

本実施要項1.2において設定した項目（別紙5の「実施状況調査表」）とする。

(4) 実施状況の提出

林野庁は、本業務の実施状況等について、10(1)の評価を行うために平成27年5月末を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

11 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の官民競争入札監理委員会への報告及び公表

林野庁は、本実施要項10(2)で報告を受けた内容を取りまとめ、毎年度6月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。ただし、「10(4)実施状況の提出」により提出した場合は、この限りでない。

また、林野庁は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、事業終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条に基づく報告徴収等及び法第27条に基づく指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

なお、入札の実施結果については、入札の実施後、林野庁においてとりまとめの上、監理委員会へ報告することとする。

(2) 監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官（分任を含む。）が、監督職員に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- 2) 本事業の実施状況に係る監督は、本実施要項8(1)4により行う。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

1) 罰則等

- ① 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・ 本実施要項8(1)2及び3による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項8(1)4による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - ・ 正当な理由なく、本実施要項8(3)による指示に違反した者
- ② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法

人又は人の事業に関し、上記①の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記①の刑を科されることとなる。

2) 会計検査

民間事業者は、その行う公共サービスの内容が会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条各号に該当するものであるとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する会計に係る事務であつて、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(4) 評価内容の担保

採用された企画提案の適切な実施を担保するため、契約書に、当該企画提案書のうち、事業計画の工程管理及び事業計画上の考慮事項(様式8及び9)を添付するとともに、本実施要項5(2)2)において加点が行われない項目については、標準仕様書等によることとし、これらの実施を約する旨の条項を付するものとする。

なお、本実施要項8(5)9)に規定する契約変更の場合においても、変更後の事業計画の工程管理及び事業計画上の考慮事項(様式8及び9)を変更契約書に添付するものとする。

(5) 事業成績評定

本事業においては、事業成績評定要領に基づく事業成績評定を年度毎に行うものとし、別紙3「民間競争入札に係る評価基準表」の事業計画の評価項目ごとに、民間事業者の責により履行が適正でないと認められるときには、事業成績評定の点数を減ずることとする。

この場合において、事業成績評定要領第4の4中、「事業完了届の提出を受けたとき」とあるのは「当該年度における最終の部分完了届の提出を受けたとき又は事業完了届の提出を受けたとき」と、「完了検査の実施のとき」とあるのは「当該年度における最終の部分検査の実施のとき又は完了検査の実施のとき」と読み替えるものとし、各年度における検査箇所のすべてを対象として事業成績評定を行うものとする。

なお、事業成績評定要領第4の5中「事業完了後」とあるのは「当該年度における最終の部分完了届の提出後又は事業完了届の提出後」と、第5の事業成績一覧(別記様式第1号)中「完成年月日」とあるのは「部分完了又は完成年月日」と、第6の事業評定通知書(別記様式第2号)中の「完成検査年月日」とあるのは「部分検査又は完了検査年月日」と読み替えるものとする。

(6) その他

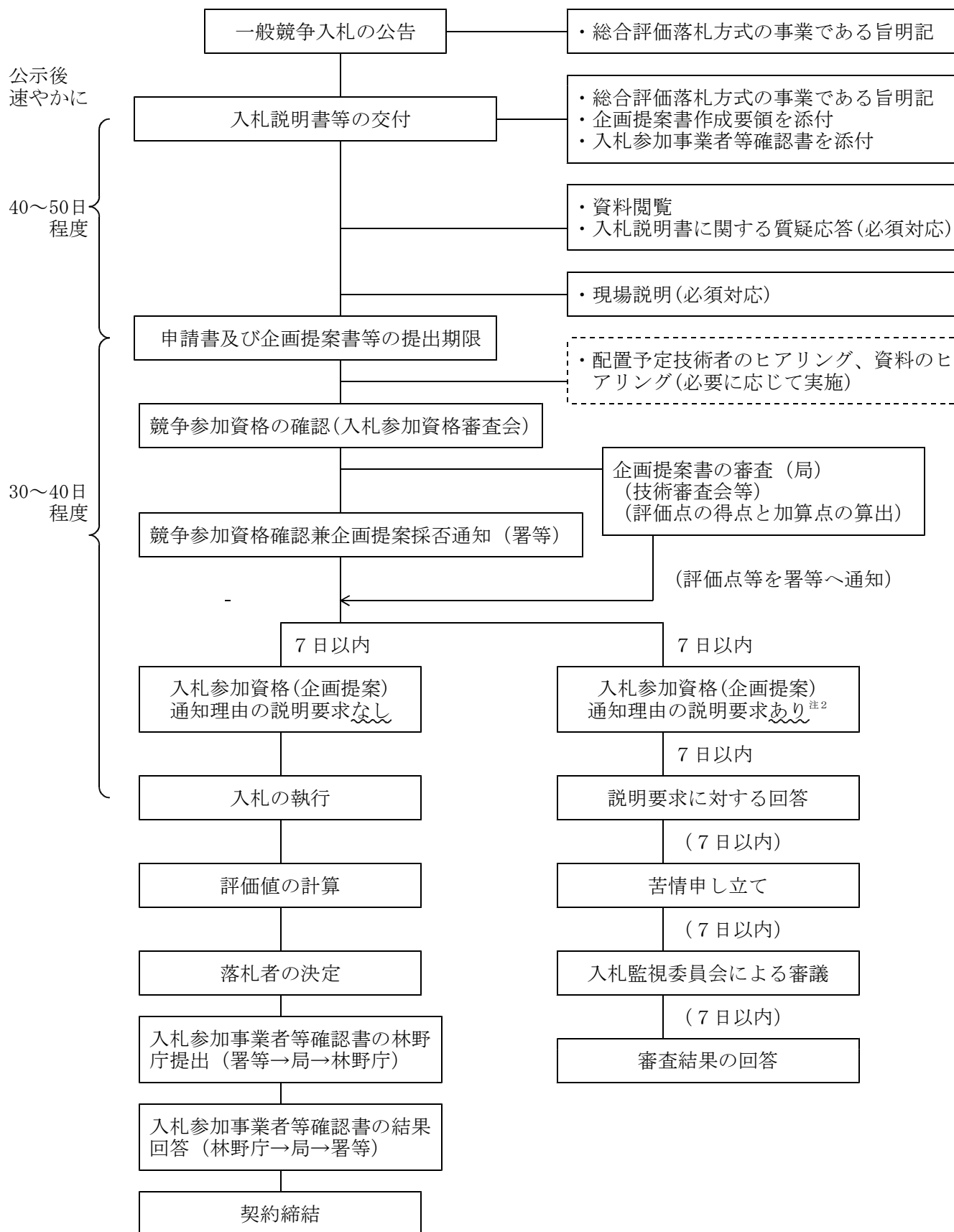
本実施要項に定める事項のほかは、製品生産事業請負に係る関係通知による。

民間競争入札導入箇所一覧

箇所	森 林 管理局名	森林管理署等名	所在地	対象林小班	事業期間		伐採率等	主な樹種	林 齢	間伐面積 (ha)	集造材材積 (m3)
					自	至					
1	北海道	根釧西部森林管理署	北海道 厚岸郡 厚岸町	202ろ林小班 ほか35小班	①平成25年4月以降、同 年度中において契約を 締結した日を始期とし、 平成27年度中において、 契約の完了する日を終 期とする2年を超える期 間として定めるものとし る。 ②具体の事業期間につ いては、①を前提とし て、本事業を実施する民 間事業者が、企画提案 書において提案した内 容を踏まえて決定するも のとする。	①森林法第25条に規 定する保安林にあって は、対象林小班の指 定施業要件(伐採率 35%を超えない範囲) によるものとする。 ②①の詳細及びその 他の法令制限の有無 等については、管轄森 林管理署等が入札公 告、入札説明書等に おいて明らかにするも のとする。	カラマツ等	22～52年生	522	20,000	
2	北海道	後志森林管理署	北海道 有珠郡 壮瞥町	釜谷国有林2016い林小 班ほか50小班			トドマツ	29～59年生	216	10,000	
3	東北	津軽森林管理署	青森県 中津軽郡 西目屋村	鬼川辺国有林175い林小 班ほか20小班			スギ、 カラマツ	40～52年生	130	5,048	
4	関東	塩那森林管理署	栃木県 大田原市	田中国有林26は1林小班 ほか38小班			スギ、ヒノキ	27～63年生	94	6,100	
5	中部	東濃森林管理署	岐阜県 中津川市	湯舟沢国有林2237に林 小班ほか11小班			スギ、ヒノキ	43～83年生	105	6,600	
6	近畿中国	岡山森林管理署	岡山県 新見市	用郷山国有林550と林小 班ほか21小班			スギ、ヒノキ	31～60年生	187	9,000	
7	四国	四万十森林管理署	高知県 幡多郡 三原村	譲葉谷山国有林1006ぬ1 林小班ほか24小班			スギ、ヒノキ	29～62年生	245	12,500	
8	九州	宮崎森林管理署 都城支署	宮崎県 都城市	青井嶽国有林1246へ林 小班ほか18小班			スギ、ヒノキ	37～60年生	133	12,000	

注：林齢は平成25年時の林齢である。

民間競争入札の標準的な手続

【標準的日数】^{注1}

注1：標準的日数は初回公告の際の標準である。

注2：入札参加資格等通知理由の説明要求を求められた場合には、入札は延期する場合がある。

別紙3

民間競争入札に係る評価基準表

評 価 項 目			評 価 基 準		様式	配点	得点	
必須項目	実施体制		事業期間の設定の適切性(期限内の設定となっているととも、適切な作業時期、期間の設定となっているか)	適 否	様式8	100	／	100
			工程管理の適切性(各作業の工程及び作業手順、移動時期等が適切か)	適 否	様式8			
			事業実施に必要な有資格者の有無(チェーンソーによる伐木造材等に係る特別教育、車両系建設機械技能講習等の修了者が配置されているか)	適 否	様式4			
加点項目	事業計画	事業計画の妥当性・適切性	間伐の実施方法(伐採率を遵守しつつ、林分全体として偏りのない適切な立木密度を確保するための具体的方法、地域の地形、地質、降水量等の条件を踏まえた配慮事項が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式9	10	／	10
				適切である		5		
				事業実施上問題ないが改善の余地がある		0		
			残存木の保全(間伐・路網整備における残存木保全の配慮及び具体的方法が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式9	5	／	5
				適切である		2		
				事業実施上問題ないが改善の余地がある		0		
			作業システム(低コストで効率的な間伐を実施するための作業システム等が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式9	15	／	15
				適切である		7		
				事業実施上問題ないが改善の余地がある		0		
			路線計画(導入する作業システムを踏まえ、使いやすく、低コストで耐久性の高い路線計画、地域の地形・地質・降水量等の条件を踏まえた配慮事項が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式9	15	／	15
				適切である		7		
				事業実施上問題ないが改善の余地がある		0		
			路線開設(計画路線における施工上の工夫、地域の地形・地質・降水量等の条件を踏まえた配慮事項が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式9	15	／	15
				適切である		7		
				事業実施上問題ないが改善の余地がある		0		
			労働生産性(労働生産性の実績及び数値目標が提案されているか)	適切であるとともに高い水準にある	様式9	15	／	15
				適切である		7		
				事業実施上問題ないが改善の余地がある		0		
			技術の向上(現場従事者(作業員)の技術向上を目的とした技術指導、研修会・講習会の開催・参加、緑の雇用の活用、資格取得への支援について提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式9	5	／	5
				適切である		2		
				事業実施上問題ないが改善の余地がある		0		

評価項目			評価基準		様式	配点	得点	
加 点 項 目	事業計画	事業計画の妥当性・適切性	間伐材の利用促進(造材における配慮事項が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式9	5	／	5
				適切である		2		
				事業実施上問題ないが改善の余地がある		0		
			工程管理(間伐数量・路網開設延長の年度別数量計画と進行管理の具体的方法が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式8	5	／	5
				適切である		2		
				事業実施上問題ないが改善の余地がある		0		
			自然環境への配慮(作業時の周辺環境の保全や開設した路網の維持管理について具体的方法、対境関係上の配慮事項が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式9	5	／	5
				適切である		2		
				事業実施上問題ないが改善の余地がある		0		
			安全対策(作業時の安全確保に関する具体的取組が提案されているか)	適切であるとともに工夫が見られる	様式9	5	／	5
				適切である		2		
				事業実施上問題ないが改善の余地がある		0		
	企業の信頼性	現場従事者(作業員)の雇用形態(過去1年間)	受注事業における現場従事者(作業員)の過半数が、直接雇用者・常用雇用者であるか。	現場従事者(作業員)の過半数が直接雇用者で常用雇用者である	様式7	5	／	5
				現場従事者(作業員)の過半数が臨時雇用者又は下請企業の雇用者等である		0		
		退職金共済等の契約締結の有無	林業退職金共済機構、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約締結の事実があるか。	事実がある	様式6	5	／	5
				事実がない		0		
		指名停止(過去2年間)	国有林野事業において指名停止を受けたことがあるか。	指名停止がない	様式6	5	／	5
				指名停止がある		0		
		安全対策(過去1年間)	国有林野事業の発注事業で休業4日以上労働災害はないか。	4日以上労働災害なし	様式6	5	／	5
				4日以上労働災害あり		0		
	企業の事業実績	同種事業の実績(過去15年度間)	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村の同種事業の実績があるか。	国有林の実績がある	様式2	4	／	4
				国有林以外での元請け実績又は国有林の下請実績がある		2		
				実績がない		0		
		事業成績(過去2年度間の平均)	事業成績評定点が一定以上あるか。	80点以上	様式2	4	／	4
				75点以上		2		
				65点以上		0		

評価項目			評価基準			様式	配点	得点	
加点項目	企業の事業実績	事業に関する表彰実績(過去10年間)	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村の実績があるか。	国有林からの表彰がある	様式2		4	／	4
				国有林以外からの表彰がある			2		
				表彰がない			0		
		本店、支店又は営業所の所在地の有無	当該事業実施都道府県内に本店、支店又は営業所があるか。	本店がある	様式6		4	／	4
				支店又は営業所がある			2		
				本店等がない			0		
	配置予定技術者等の能力	配置予定の技術者(現場代理人)の事業経験(過去15年度間)	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村の実績があるか。	国有林の実績がある	様式3	／	4	／	4
				国有林以外での元請け実績又は国有林の下請実績がある			2		
				実績がない			0		
		配置予定の技術者(現場代理人)の保有資格	技術士、林業技士、作業士等、又は技術職員(造林又は素材生産の事業の実施に関し専門的な知識を持つ10年以上の経験を有する者)がいるか。	複数の資格を有している	様式3	／	4	／	4
				1つの資格を有している			2		
				資格を有していない			0		
		配置予定の技術者(現場代理人)又は技能者の路網整備に係る研修の受講状況	林野庁主催・実施の「低コスト作業路企画者養成研修」、「低コスト作業路技術者養成研修」及び「路網作設オペレーター研修」の受講者がいるか。	低コスト作業路企画者(技術者)養成研修又は路網作設オペレーター研修(中級以上)の受講者がいる	様式5	／	4	／	4
				路網作設オペレーター研修(初級)の受講者がいる			2		
				研修受講者がいない			0		
	地域への貢献	災害協定等の有無	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村との協定等を現在結んでいる実績があるか。	実績がある	様式6	／	3	／	3
				実績がない			0		
		防災活動に関する表彰の実績	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村からの表彰の実績があるか。	実績がある	様式6	／	3	／	3
				実績がない			0		
		国土緑化活動に対する取組	植林活動、国又は地方公共団体との植林協力等の取組実績はあるか。	実績がある	様式6	／	3	／	3
				実績がない			0		
		ボランティア活動の実績の有無	防災に資するボランティア活動の実績はあるか。	実績がある	様式6	／	3	／	3
				実績がない			0		

注1: 提出された企画書等において、評価項目に係る内容が記載されていない場合等にあつては加点を行わない。

注2: 「低コスト作業路企画者養成研修」及び「低コスト作業路技術者養成研修」とは、林業機械化センターで実施する都道府県及び関係団体の技術者向け研修である。

また、「路網作設オペレーター研修」とは、林野庁の助成を受け、(財)フォレスト・サーベイが実施する林業事業体向け研修であり、指導者研修上級・中級と、初級研修からなる。

注3: 「地域への貢献」の実績については、発注森林管理局管内の実績を評価する。

従来の実施状況に関する情報

以下に示す情報は、平成23年度に民間競争入札を導入した箇所に係る情報である。

1. 北海道森林管理局

署 等 名	上川中部森林管理署	事業箇所	上川郡愛別町 愛別・旭山国有林47る林小班外		
契約金額(千円)	99,367	契約期間	平成23年12月27日 ～ 平成26年1月31日		
樹 種	トドマツ等	林 齢	28～51年生	間伐方法	列状
間伐面積 (ha)	554	集造材材積 (m3)	8,200	森林作業道 計画延長(m)	99,330
ha当たり集造材 材積(m3)	15	生産コスト (円/m3)	12,100	計画路網密度 (m/ha)	179
労働生産性 (m3/人・日)	従前の実績 4.5			本事業での目標 6.0	
使用機械・事業 の実施方法	チェンソー・フェラバンチャー(伐倒)→プロセッサー(造材)→グラップル・ウインチ付スキッド (集材木寄)→フォワーダ(運材)				
実施状況					
	1年目	2年目	3年目	備考	
間伐面積(ha)	79	—	—		
集造材材積(m3)	1,845	—	—		
森林作業道整備延長(m)	12,815	—	—		

2. 北海道森林管理局

署 等 名	日高南部森林管理署	事業箇所	新冠郡新冠町 新冠国有林1011と林小班外		
契約金額(千円)	84,263	契約期間	平成23年11月2日	～	平成25年12月26日
樹 種	トドマツ等	林 齢	27～60年生	間伐方法	列状・定性
間伐面積 (ha)	243	集造材材積 (m3)	7,200	森林作業道 計画延長(m)	52,892
ha当たり集造材 材積(m3)	30	生産コスト (円/m3)	11,700	計画路網密度 (m/ha)	217
労働生産性 (m3/人・日)	従前の実績 5.0		本事業での目標 5.5		
使用機械・事業 の実施方法	ハーベスタ・チェンソー(伐倒)→ハーベスタ(造材)→グラップル(集材木寄)→フォワーダ(運材)				
実施状況					
	1年目	2年目	3年目	備考	
間伐面積(ha)	58	—	—		
集造材材積(m3)	2,718	—	—		
森林作業道整備延長(m)	13,405	—	—		

3. 東北森林管理局

署 等 名	三八上北森林管理署	事業箇所	青森県三戸郡田子町 遠瀬深山国有林501い1林小班外		
契約金額(千円)	172,725	契約期間	平成23年11月30日 ～ 平成25年12月23日		
樹 種	スギ、カラマツ等	林 齢	29～59年生	間伐方法	列状
間伐面積 (ha)	251	集造材材積 (m3)	14,000	森林作業道 計画延長(m)	30,000
ha当たり集造材 材積(m3)	56	生産コスト (円/m3)	12,300	計画路網密度 (m/ha)	119
労働生産性 (m3/人・日)	従前の実績 4.9		本事業での目標 6.0		
使用機械・事業 の実施方法	チェンソー(伐倒)→ウィンチ付グラップル(集材)→プロセッサー(造材)→フォワーダ(運材)				
実施状況					
	1年目	2年目	3年目	備考	
間伐面積(ha)	10	—	—		
集造材材積(m3)	552	—	—		
森林作業道整備延長(m)	1,200	—	—		

4. 東北森林管理局

署 等 名	山形森林管理署 最上支署	事業箇所	山形県最上郡戸沢村 ミツ沢国有林2208ろ林小班外		
契約金額(千円)	168,420	契約期間	平成23年11月16日 ～ 平成25年11月30日		
樹 種	スギ等	林 齢	42～47年生	間伐方法	列状
間伐面積 (ha)	168	集造材材積 (m3)	13,500	森林作業道 計画延長(m)	26,000
ha当たり集造材 材積(m3)	80	生産コスト (円/m3)	12,500	計画路網密度 (m/ha)	155
労働生産性 (m3/人・日)	従前の実績 6.5		本事業での目標 7.5		
使用機械・事業 の実施方法	チェンソー(伐倒)→グラップル(集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)				
実施状況					
	1年目	2年目	3年目	備考	
間伐面積(ha)	2	—	—		
集造材材積(m3)	287	—	—		
森林作業道整備延長(m)	600	—	—		

5. 関東森林管理局

署 等 名	棚倉森林管理署	事業箇所	福島県東白川郡鮫川村 小名沢・遠ヶ滝国有林226ぬ2林小班外		
契約金額(千円)	124,740	契約期間	平成23年9月13日 ～ 平成25年12月20日		
樹 種	スギ、ヒノキ アカマツ等	林 齢	24～56年生	間伐方法	列状・定性
間伐面積 (ha)	132	集造材材積 (m3)	8,500	森林作業道 計画延長(m)	25,940
ha当たり集造材 材積(m3)	65	生産コスト (円/m3)	14,700	計画路網密度 (m/ha)	197
労働生産性 (m3/人・日)	従前の実績 6.5		本事業での目標 7.5		
使用機械・事業 の実施方法	チェンソー(伐倒)→グラップル(集材)→ハーベスタ(造材)→フォワーダ(運材)				
実施状況					
	1年目	2年目	3年目	備考	
間伐面積(ha)	43	—	—		
集造材材積(m3)	3,896	—	—		
森林作業道整備延長(m)	6,660	—	—		

6. 中部森林管理局

署 等 名	中信森林管理署	事業箇所	長野県松本市 奈川第一国有林345は林小班外		
契約金額(千円)	95,195	契約期間	平成23年10月13日	～	平成25年11月30日
樹 種	カラマツ、 ヒノキ等	林 齢	38～88年生	間伐方法	列状・定性
間伐面積 (ha)	117	集造材材積 (m3)	4,500	森林作業道 計画延長(m)	10,350
ha当たり集造材 材積(m3)	38	生産コスト (円/m3)	21,200	計画路網密度 (m/ha)	88
労働生産性 (m3/人・日)	従前の実績 2.5～3.0		本事業での目標 3.5		
使用機械・事業 の実施方法	チェンソー(伐倒)→スイングヤーダ(集材)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)				
実施状況					
	1年目	2年目	3年目	備考	
間伐面積(ha)	16	—	—		
集造材材積(m3)	1,991	—	—		
森林作業道整備延長(m)	4,453	—	—		

7. 中部森林管理局

署 等 名	飛騨森林管理署	事業箇所	岐阜県高山市 山中山国有林4139へ林小班外		
契約金額(千円)	73,789	契約期間	平成23年9月27日	～	平成25年11月20日
樹 種	カラマツ、スギ等	林 齢	45～63年生	間伐方法	列状
間伐面積(ha)	112	集造材材積(m3)	3,700	森林作業道計画延長(m)	7,300
ha当たり集造材材積(m3)	33	生産コスト(円/m3)	19,900	計画路網密度(m/ha)	65
労働生産性(m3/人・日)	従前の実績 4.2		本事業での目標 4.5		
使用機械・事業の実施方法	チェンソー(伐倒)→ハーベスタ(造材)→スイングヤーダ(集材)→フォワーダ(運材)				
実施状況					
	1年目	2年目	3年目	備考	
間伐面積(ha)	5	—	—		
集造材材積(m3)	344	—	—		
森林作業道整備延長(m)	520	—	—		

8. 近畿中国森林管理局

署 等 名	岡山森林管理署	事業箇所	岡山県新見市 古谷国有林529い1林小班外		
契約金額(千円)	88,200	契約期間	平成23年8月20日 ～ 平成25年10月31日		
樹 種	スギ、ヒノキ等	林 齢	30～57年生	間伐方法	列状
間伐面積 (ha)	156	集造材材積 (m3)	7,200	森林作業道 計画延長(m)	20,200
ha当たり集造材 材積(m3)	46	生産コスト (円/m3)	12,300	計画路網密度 (m/ha)	130
労働生産性 (m3/人・日)	従前の実績 4.9		本事業での目標 6.0		
使用機械・事業 の実施方法	チェンソー(伐倒)→ウィンチ付グラップル(集材木寄)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)				
実施状況					
	1年目	2年目	3年目	備考	
間伐面積(ha)	33	—	—		
集造材材積(m3)	1,961	—	—		
森林作業道整備延長(m)	5,013	—	—		

9. 九州森林管理局

署 等 名	北薩森林管理署	事業箇所	鹿児島県伊佐市 間根ヶ平国有林3026い林小班外		
契約金額(千円)	55,400	契約期間	平成23年8月25日 ～ 平成26年1月24日		
樹 種	スギ、ヒノキ等	林 齢	33～53年生	間伐方法	列状
間伐面積 (ha)	102	集造材材積 (m3)	8,100	森林作業道 計画延長(m)	12,850
ha当たり集造材 材積(m3)	80	生産コスト (円/m3)	6,800	計画路網密度 (m/ha)	127
労働生産性 (m3/人・日)	前年度の実績 2.8		本事業での目標 6.0		
使用機械・事業 の実施方法	チェーンソー(伐倒)→ウィンチ付グラップル(集材木寄)→プロセッサ(造材)→フォワーダ(運材)				
実施状況					
	1年目	2年目	3年目	備考	
間伐面積(ha)	29	—	—		
集造材材積(m3)	2,807	—	—		
森林作業道整備延長(m)	4,310	—	—		

実施状況調査表

〇〇森林管理署(平成〇〇年度報告分)

事業名: 〇〇〇〇〇事業

請負者: 〇〇〇〇

実施期間: 平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

間伐面積: 契約数量〇〇ha、当該年度実施数量 × × ha

集造材材積: 契約数量〇〇〇〇m³、当該年度実施数量 × × × × m³

調査者 監督職員 〇〇〇〇、確認者 検査職員 〇〇〇〇

	評価項目	評価	具体的な実施状況	指示事項
1	間伐の実施方法(伐採率を遵守しつつ、林分全体として偏りのない適切な立木密度を確保するための具体的対応が行われているか)	提案どおり 提案を下回るが標準以上 標準程度	左の「評価」の根拠、具体的な実施状況を記載する(例: 伐採率は遵守されていたが、一部林分〇〇ha程度で立木密度に偏りがあった)	左の状況を改善するために実施した指示事項を記載する(例: 該当箇所について手直しを指示し改善を図った)
2	残存木の保全(間伐・路網整備における残存木保全の配慮及び具体的対応が行われているか)	提案どおり 提案を下回るが標準以上 標準程度		
3	作業システム(低コストで効率的な間伐を実施するための作業システムが構築され、実施されているか)	提案どおり 提案を下回るが標準以上 標準程度		
4	路線計画(地形条件等を踏まえ、低コストで耐久性の高い路線計画が作成され、施工に反映されているか)	提案どおり 提案を下回るが標準以上 標準程度		
5	路線開設(計画路線において、適切な施工上の工夫が検討され、施工に反映されているか)	提案どおり 提案を下回るが標準以上 標準程度		
6	労働生産性(労働生産性の向上に向けた数値目標が達成されているか)	提案どおり 提案を下回るが標準以上 標準程度		
7	技術の向上(現場従事者(作業員)の技術向上を目的とした技術指導、研修・講習会の開催・参加、資格取得の支援等の取組が構築され、実施されているか)	提案どおり 提案を下回るが標準以上 標準程度		
8	間伐材の利用促進(造材・選別における配慮事項が実施されているか)	提案どおり 提案を下回るが標準以上 標準程度		
9	工程管理(間伐数量・路網開設延長の年度別数量計画に基づき、進行管理が適切に実施されているか)	提案どおり 提案を下回るが標準以上 標準程度		
10	自然環境への配慮(作業時の周辺環境の保全や開設した路網の維持管理が適切に実施されているか)	提案どおり 提案を下回るが標準以上 標準程度		
11	安全対策(作業時の安全確保の取組が適切に実施されているか)	提案どおり 提案を下回るが標準以上 標準程度		

注1:「評価」欄は、該当項目に○を付すこと。

注2:「具体的な実施状況」欄には、事業の質を確保する上での課題を記載すること。

注3:「指示事項」欄には、請負者への指示内容を記載すること。

注4: 森林管理局及び林野庁への報告に当たっては、請負者から提出された事業報告書、労働生産性に係る数値根拠、図面、写真等を添付すること。